

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務担当
- (2) 計画担当
- (3) 調整担当

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
 - (2) 事務局長の職務の補佐
 - (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- 3 その他の職員は、上司の指揮監督を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第 6 条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、深谷市職務権限規程（昭和 6 0 年 3 月 1 3 日訓令第 3 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」及び「助役」とあるのは「会長」と、「部長」及び「次長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と、「補佐」とあるのは「事務局補佐」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 深谷市、岡部町、川本町及び花園町との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
- (3) 各種資料等の作成に関すること。
- (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。ただし、3 0 0 万円未満のものに限る。
- (6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会長が特に指定する事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 7 条 事案を処理する場合の起案は、深谷市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取り扱うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、

処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、深谷市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 協議会が保有する情報に係る公開については、深谷市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その名称、寸法、ひな型、使用区分及び管理者は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、深谷市の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務等)

第10条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、深谷市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局の職員の給与については、当該職員を派遣する市町の負担とする。

2 事務局の職員の時間外勤務手当及び旅費については協議会の負担とし、その支給方法等は、深谷市の一般職の職員の例によるものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

担当名	分掌事務
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の庶務及び会計に関すること。 2 協議会予算の調整に関すること。 3 合併の諸手続きに関すること。 4 協議会の会議に関すること。 5 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。 6 幹事会の会議に関すること。 7 合併資料の編纂に関すること。 8 人事に関すること。 9 報酬等の支給に関すること。 10 広報事業に関すること。 11 行政職員への啓発に関すること。 12 合併の方式に関すること。 13 合併の期日に関すること。 14 新市の名称に関すること。 15 新市の事務所の位置に関すること。 16 国・県との連絡調整に関すること。 17 前各号に定めるもののほか、他の担当に属さないこと。
計画担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 新市の財政計画に関すること。 3 新市の予算編成に関すること。 4 住民説明会に関すること。 5 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。 6 協議会の年次計画及び全体計画に関すること。
調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。 2 専門部会の会議に関すること。 3 分科会の会議に関すること。

	4 財産の取扱いに關すること。
	5 議員の定数及び任期の取扱いに關すること。
	6 農業委員會の委員の定数及び任期の取扱いに關すること。
	7 地方税の取扱いに關すること。
	8 一般職の身分の取扱いに關すること。
	9 特別職の身分の取扱いに關すること。
	10 条例・規則等の取扱いに關すること。
	11 組織及び機構の取扱いに關すること。
	12 一部事務組合の取扱いに關すること。
	13 使用料・手数料等の取扱いに關すること。
	14 公共的団体の取扱いに關すること。
	15 補助金・交付金等の取扱いに關すること。
	16 町丁字名の取扱いに關すること。
	17 慣行の取扱いに關すること。
	18 国民健康保險事業の取扱いに關すること。
	19 介護保險事業の取扱いに關すること。
	20 消防団の取扱いに關すること。
	21 各種事務事業の取扱いに關すること。

別表第 2 (第 9 条関係)

名 称	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会長の印	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長の印
寸 法 (ミリメートル)	方 2 4	方 2 4
ひ な 型	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会長の印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長の印</p> </div>
使 用 区 分	一般文書用	一般文書用
管 理 者	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長